

2023年11月2日

JFS 適合証明取得組織及び取得予定組織 御中

株式会社 BML フード・サイエンス

JFS 事務局

JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Ver. 3.0 の適用について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下「JFSM」という）は、2022年11月25日に JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Ver. 3.0（以下「プログラム文書 Ver. 3.0」という）を公表し、JFS-A/B 規格を監査登録する各監査会社は、2023年12月31日までにプログラム文書 Ver. 3.0 に移行を完了することが要求されております。

JFS 監査及び適合証明プログラム文書は、JFS-A/B 規格 Ver. 3.0 とは別に、JFSM が承認した監査会社が、JFS 規格の要求事項に適合した食品安全管理の取組を実施していることを監査して適合性を証明するためのプログラムを指しており、監査や判定の方法、監査員と判定員の力量管理等の要求事項が定められています。

今回改訂されたプログラム文書 Ver. 3.0 の主な内容として、監査とコンサルティングの独立性を確実にし、監査の公平性を保つための要求事項の強化や、監査員・判定員を評価する力量評価員の登録等の新たな要求事項があげられますが、さらに、これまでの適合証明業務で課題に上げられてきた事項の明確化等が図られています。

以上のとおり、プログラム文書 Ver. 3.0 は、監査会社に対する要求事項となりますが、一部内容について適合組織及び取得予定組織に関係する事項もございますので、下記によりプログラム文書 Ver. 3.0 改訂に関してご案内申し上げます。

なお、下記の適用時期は、2024年1月の監査案件からを予定しております。

記

1. 被監査組織からのフィードバック（プログラム文書 Ver. 3.0 3.9 項）

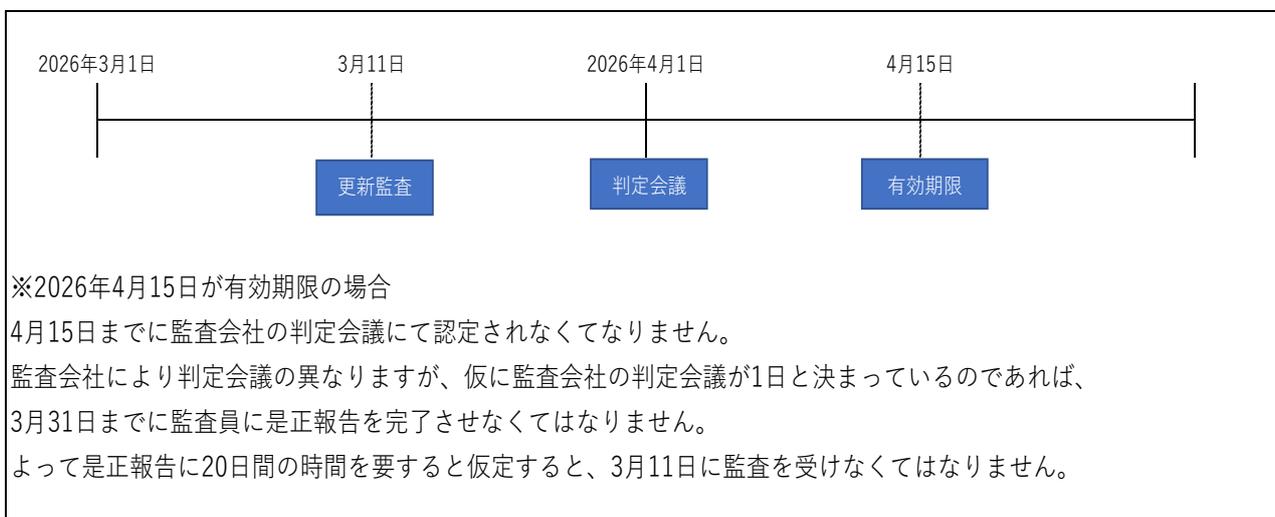
監査会社は、監査終了以降に被監査組織から監査及び適合証明に関し、アンケート等によりフィードバックを得る仕組みを持つことが要求されることとなりました。また、そのフィードバックには少なくとも監査員のパフォーマンスの評価を含めることが定められています。これを受け、弊社では、監査実施後にウェブでのアンケートを実施する事とします。

2. 更新監査の実施時期（プログラム文書 Ver. 3.0 4.1 項）

更新監査は、原則として適合証明の有効期間満了前までに判定を完了することが明確化されました。もし、期限内に判定を完了しない場合、適合証明は失効となります。これを受け、弊社では更新監査実施時期を従来より前倒した日程にて調整させていただく事とします。

なお、仮に失効した場合でも、一定の要件における適合証明の復帰手順が定められています
(プログラム文書 Ver. 3.0 4.13 項)

<更新監査実施時期のイメージ>



3. 臨時監査について (プログラム文書 Ver. 3.0 4.12.1 項)

旧版では、監査会社は、以下①の～③いずれかに該当する場合、適合組織が①～③について事態に対する初期対応を終えた時点で、適合組織からの報告を受け、臨時監査の是非を判断していました。

しかし、プログラム文書 Ver. 3.0 では、①②に該当する場合、遅滞なく適合組織から①②の事案が発生していることの報告を受けることが要求されています。③に該当する場合は、適合組織が初期対応を終えた時点で適合組織から報告を受けることとなります。

これにより、①②については、発生時点でのご報告を監査機関までお願いすることになり、さらに、監査機関は、適合組織から連絡を受けてから、原則として3営業日以内に、JFSMに報告することも要求されています。

- ①適合証明の対象となるラインで製造された製品が、食品安全上の問題を理由として、強制回収（リコール）または自主回収された場合
- ②適合組織が、食品安全上の問題を理由として、行政指導、業務停止命令等の行政処分を受けた場合
- ③自然災害または火災等により規格の要求事項に適合しない状態になっている可能性がある場合

4. 適合証明の一時停止及び取消しにおける適合証明書及びロゴマークの取り扱い

(プログラム文書 Ver. 3.0 4.12.2 項、4.12.3 項)

監査会社は、適合証明の一時停止中の場合、組織が適合証明書及びロゴマークを原則使用しない、またはロゴマークの使用により一時停止中に適合証明を受けていると誤認を与えないことを確実にすることが要求されています。また、監査会社は、適合証明を取り消した組織が適合証明書及びロゴマークを原則使用しないことを確実にすることが要求されています。

※名刺やHP等にJFSMロゴマークを使用している場合に該当します。

5. 不適合の定義変更（プログラム文書 Ver. 3.0 付属書2（1））

- ①致命的な不適合の定義について、旧版では、「食品安全に直接影響するか、または食品安全に関わる法令遵守がなされていない。」でしたが、プログラム文書 Ver. 3.0 では、「食品安全に直接影響するか、または食品安全に深刻な影響を与えうる法令が順守されていない場合。」と変更されました。
- ②重大な不適合の定義について、旧版では、「食品安全に影響する可能性がある。」でしたが、プログラム文書 Ver. 3.0 では、「食品安全に影響する可能性があるか、または食品安全に関わる法令遵守がされていない場合。」と変更されました。

6. 軽微な不適合の対応方法（プログラム文書 Ver. 3.0 付属書2（1））

軽微な不適合を指摘した場合、原則として 30 日以内に修正処置を実施し、是正処置の計画を立てるよう要請し、承認しています。しかし、やむを得ず 30 日を超える場合は、期限の延長を妥当とする根拠を確認することになります。また、原則として 3 か月以内の期間内に適切な是正計画が講じられない場合は一時停止とすることが明記されました。なお、是正完了は 1 年後の監査で 確認することになります。

7. オブザーバ参加の合意形成（プログラム文章 Ver3.0 4.4（7））

監査会社は、被監査組織のオブザーバの参加を認める場合、オブザーバが監査に影響を及ぼさないためのルールを被監査組織と合意しなければなりません。また、監査会社側にオブザーバの参加がある場合も同様です。（監査の有無、影響していない事を確認した結果の記録が必要となります。）

2024 年以降の監査につきましては、監査実施前及び監査当日にオブザーバの有無およびルールについて確認致します。

※オブザーバとは（プログラム文章 付属書 6 用語の定義）

監査の場合、監査チームに同行するが監査を行わない者（監査員の力量評価者等）、及び監査に参加する被監査組織外の者（コンサルタント、他組織の見学者等）。

以上